

## 第2章 草津市子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状

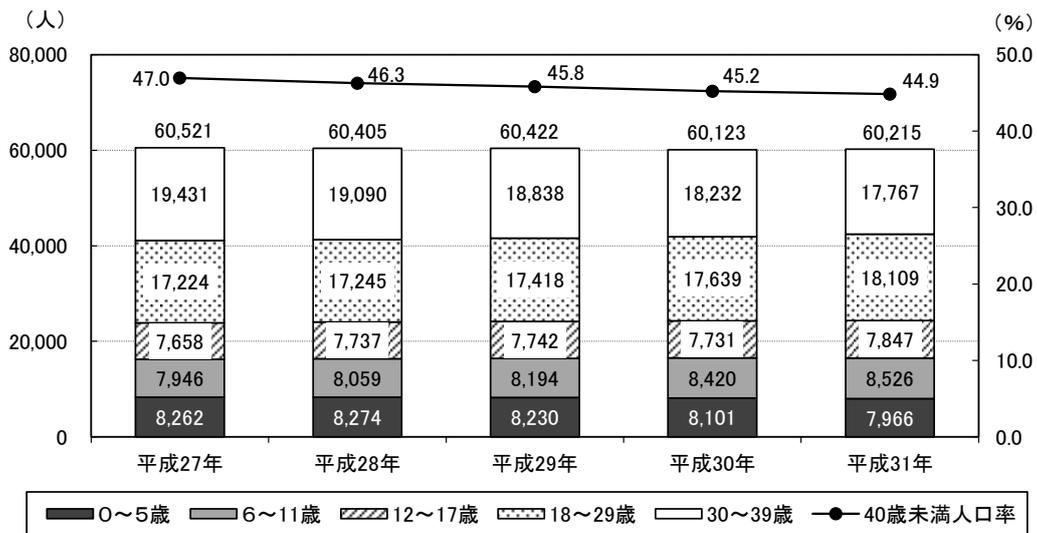
### 1. 統計からみる現状

#### (1) 40歳未満人口の推移

平成27年以降、本市の40歳未満人口は減少しており、平成31年には60,215人となっています。年齢階層別にみると、「6～11歳」「12～17歳」「18～29歳」では増加していますが、「0～5歳」「30～39歳」では減少しています。

また、40歳未満人口率も減少しており、平成31年には44.9%となっています。

#### ■40歳未満人口の年齢階層別人口の推移

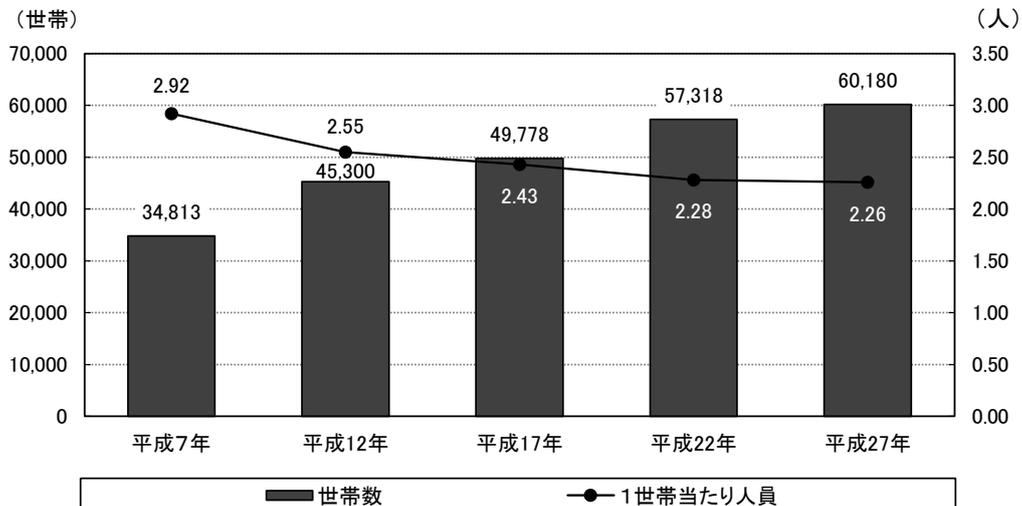


資料：住民基本台帳(各年3月末)

#### (2) 世帯数の推移

世帯数は、平成7年から平成27年の20年間で1.73倍となっています。しかし、平成6年に開設した立命館大学の学生など単身世帯の増加により、1世帯あたり人員は、平成7年の2.92人から平成27年の2.26人へと、世帯規模の縮小が進んでいます。

#### ■世帯数の推移



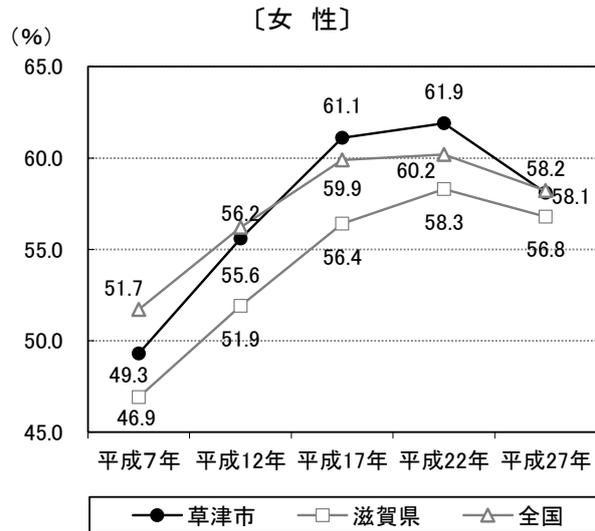
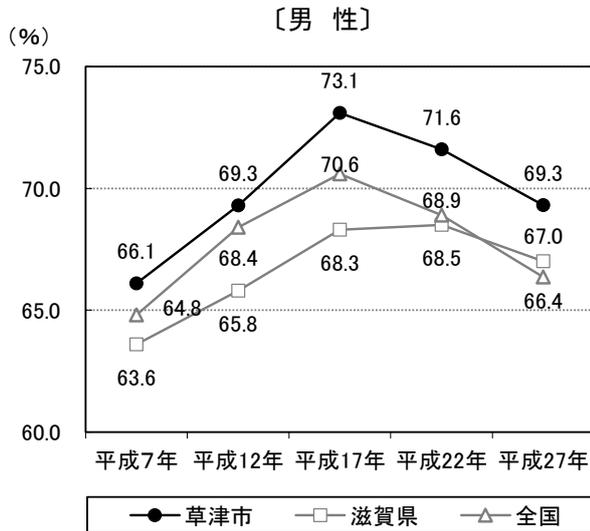
資料：国勢調査

### (3) 未婚率（20～34 歳平均）の推移

20～34 歳における未婚率の推移をみると、男性については平成 7 年以降滋賀県や全国を上回る水準となっていますが、平成 17 年をピークに減少しています。

女性については、平成 17 年まで滋賀県や全国を上回る勢いで増加していましたが、平成 22 年には全国水準と同様にわずかな増加にとどまっています。平成 27 年には減少に転じており、全国と同程度の水準となっています。

■未婚率（20～34 歳平均）の推移

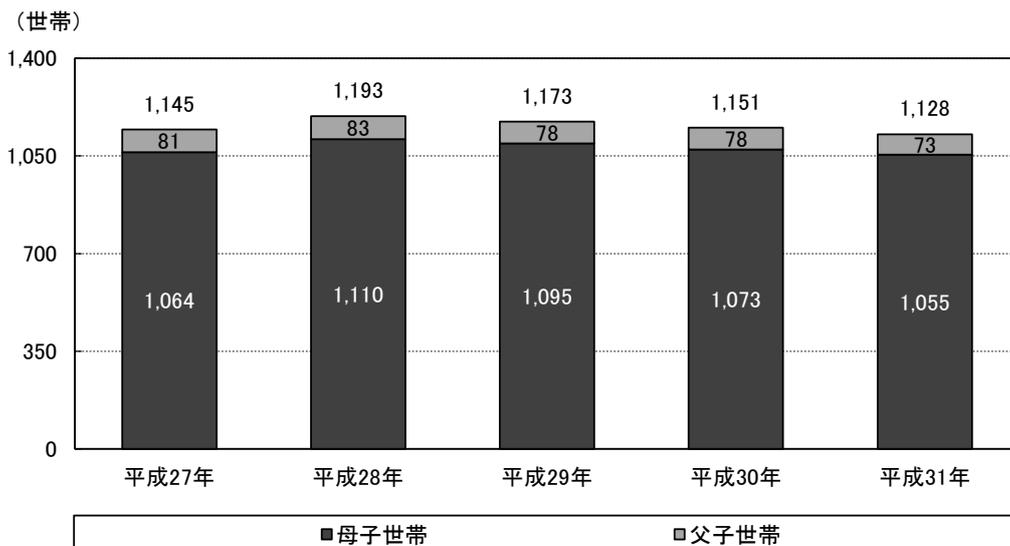


資料：国勢調査

### (4) ひとり親家庭世帯数の推移

ひとり親世帯数は、平成 28 年をピークに「母子世帯」「父子世帯」とともに減少に転じています。

■20 歳未満の子ども・若者がいる母子・父子世帯

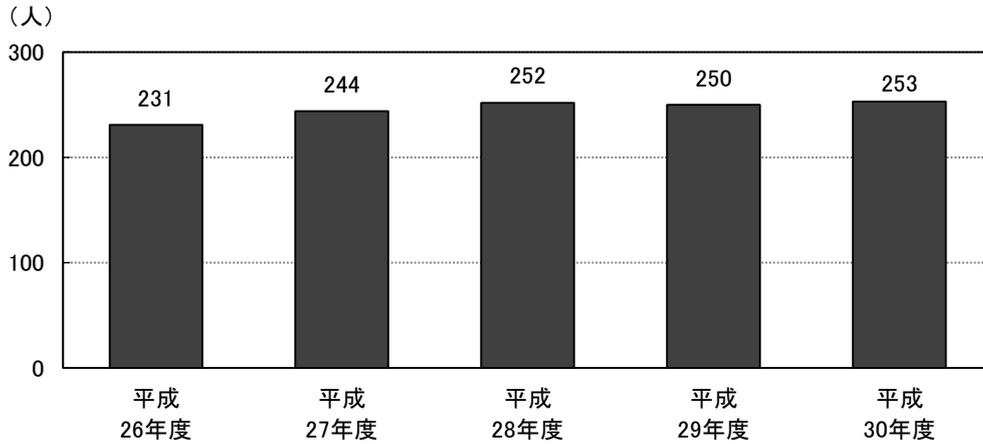


資料：子ども家庭課(各年4月1日)

### (5) 特別児童扶養手当受給者数の推移

本市では 20 歳未満の身体または精神に中程度以上の障害のある子ども・若者を養育している保護者に特別児童扶養手当を支給しています。手当申請者数は、平成 26 年度以降増加傾向にあり、平成 30 年度は 253 人となっています。

■特別児童扶養手当申請者数の推移

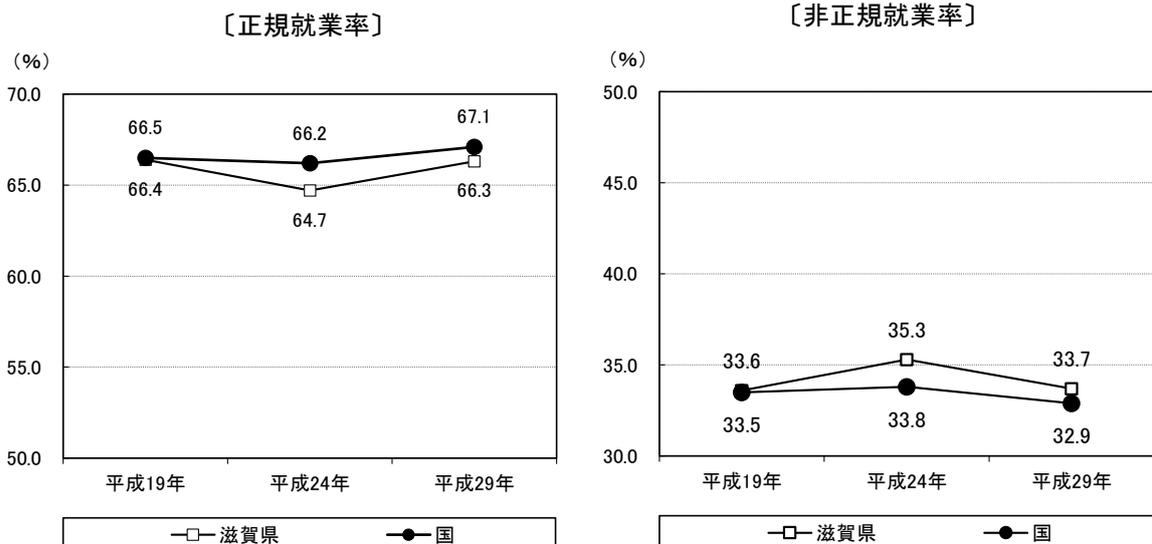


資料: 子ども家庭課

### (6) 若年労働者 (15~34 歳) の正規就業率・非正規就業率の推移 (滋賀県、国)

15~34 歳における正規就業率・非正規就業率の推移について、滋賀県と国を比較すると、滋賀県は正規従業率で国を下回っており、非正規就業率で国を上回っています。また、正規就業率については平成 24 年から平成 29 年にかけて上昇しており、非正規就業率は平成 24 年から平成 29 年にかけて低下しています。

■若年労働者 (15~34 歳) の正規就業率・非正規就業率の推移

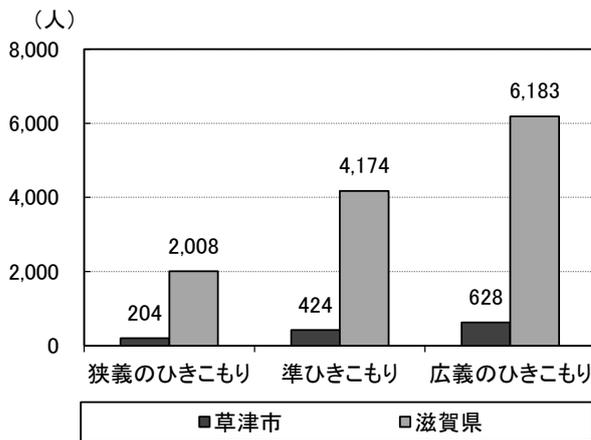


資料: 就業構造基本調査

## (7) ひきこもり（15～39歳）推計数

ひきこもり（15～39歳）の推計数について、内閣府が平成28年9月に実施した「若者の生活に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」に基づきひきこもりの推計値を算出したところ、滋賀県では、狭義のひきこもりは2,008人、準ひきこもりは4,174人、広義のひきこもりは6,183人、本市では狭義のひきこもりは204人、準ひきこもりは424人、広義のひきこもりは628人となっています。

### ■ひきこもりの推計数（15～39歳）



※「ひきこもり推計数」は15～39歳人口に以下の割合をかけて算出しています。

①狭義のひきこもり	0.51%
0.35%	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
0.16%	自室からは出るが、家からは出ない、又は自室から出ない
②準ひきこもり	1.06%
	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する
③（狭義+準）広義のひきこもり	1.57%

資料：内閣府「若者の生活に関する調査報告」（平成28年9月）

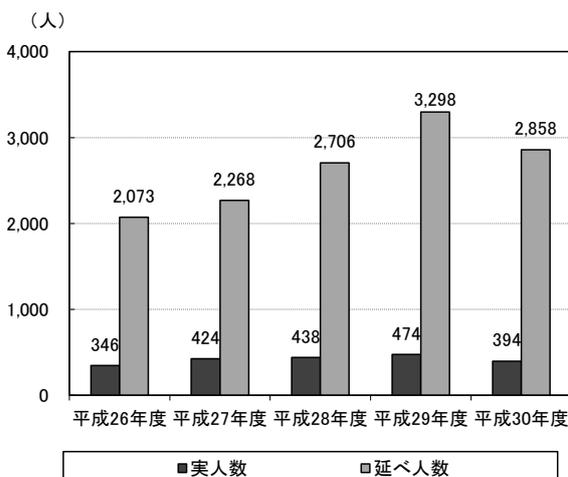
資料：滋賀県ひきこもり支援センター

## (8) 滋賀県ひきこもり支援センターへの相談人数の推移（滋賀県）

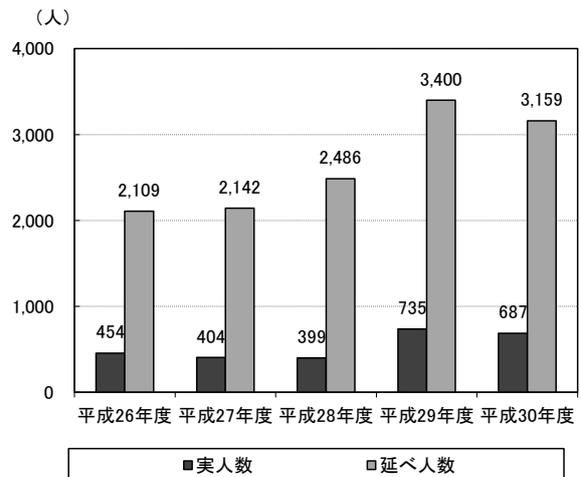
滋賀県ひきこもり支援センターへの相談人数の推移についてみると、面接相談は実人数、延べ人数ともに平成29年度まで増加しており、平成30年度で減少しています。電話相談は実人数が年度によってばらつきがありますが、平成29年度以降は600人以上で推移しています。延べ人数は、平成29年度まで増加しており、平成30年度で減少しています。

### ■滋賀県ひきこもり支援センターへの相談人数

#### 〔面接相談〕



#### 〔電話相談〕



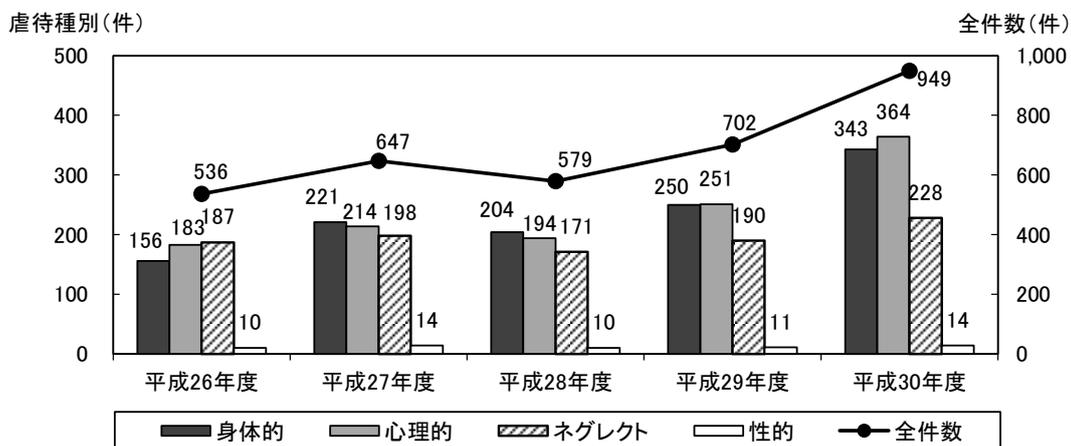
資料：滋賀県ひきこもり支援センター

### (9) 児童虐待相談件数の推移

児童虐待の相談件数は、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて増減していますが、社会的な関心の高まりから年々増加傾向にあり、平成 30 年度では、949 件となっています。

虐待種別については、平成 30 年度では、心理的虐待が 364 件と最も多く、次いで身体的虐待が 343 件となっています。

■ 児童虐待相談件数



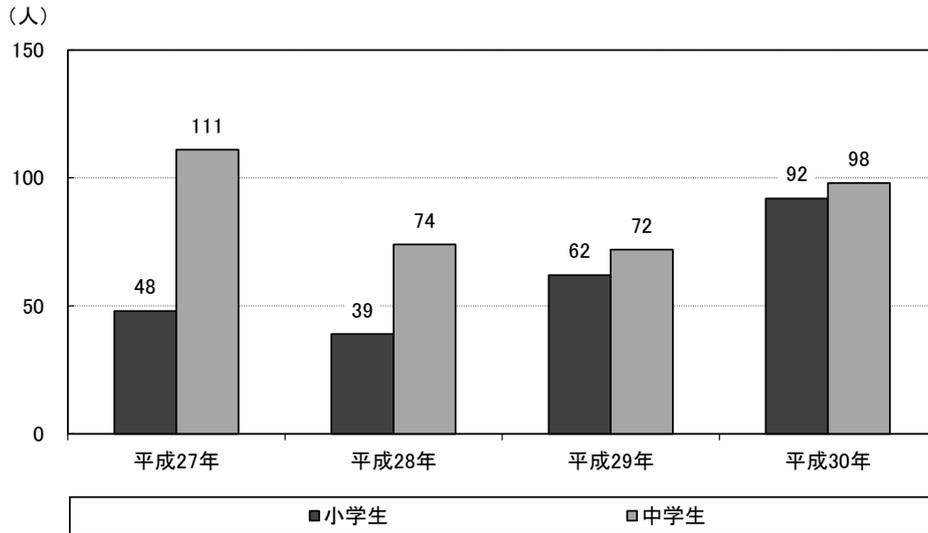
資料: 家庭児童相談室

### (10) 不登校児童・生徒の推移

不登校児童・生徒数の推移についてみると、小学生は平成28年、中学生は平成29年以降増加しており、平成30年は不登校児童・生徒数ともに90人以上となっています。

1,000人あたり不登校児童・生徒数について滋賀県、国と比較してみると、小学生は滋賀県、国を上回り、中学生は平成28年以降、滋賀県、国を下回って推移しています。

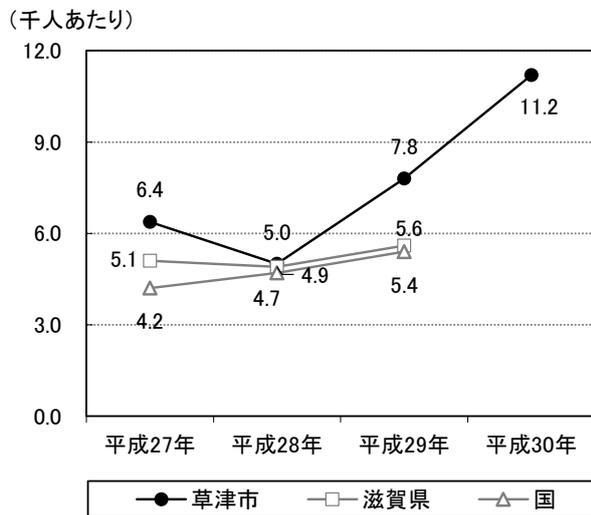
■不登校児童・生徒数の推移



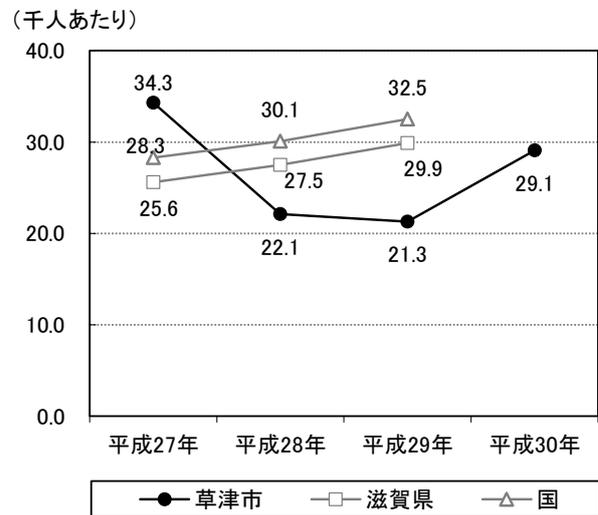
資料: 児童生徒支援課

■不登校児童・生徒の推移(1,000人あたり)

[小学生]



[中学生]

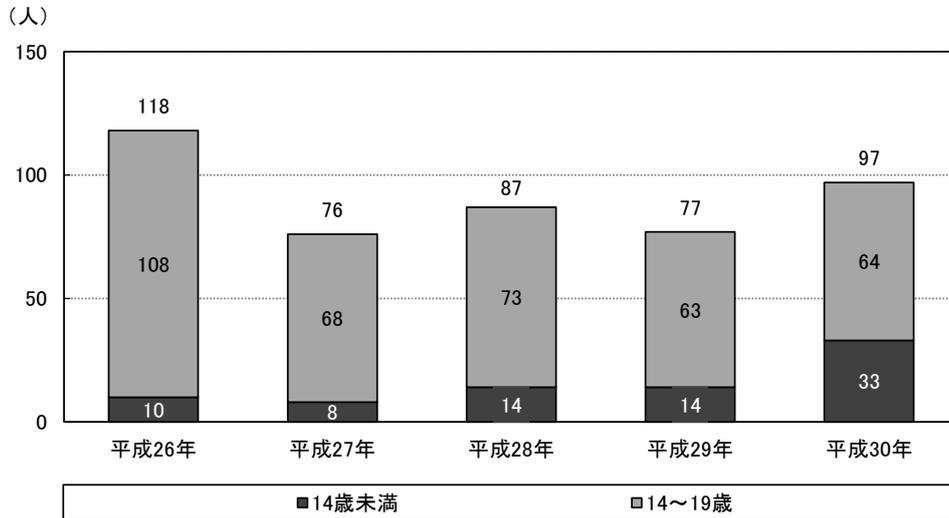


資料: 児童生徒支援課

### (11) 刑法犯少年等の検挙・補導人数の推移（草津警察署管内）

草津警察署管内（草津市・栗東市）刑法犯少年等の検挙・補導人数の推移についてみると、平成27年以降80人前後で推移し、平成30年は97人となっています。年齢別にみると、14歳未満が増加し、平成30年で33人となっています。

■ 刑法犯少年等の検挙・補導の推移(草津警察署管内)



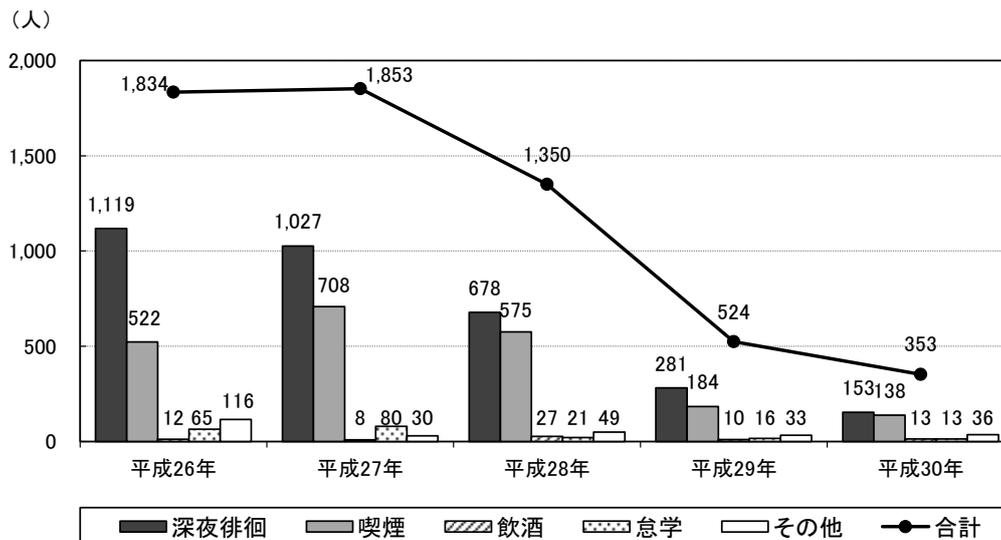
※14歳未満は刑事責任を問わないが、「犯罪」に該当する行為を行った者を対象としている。

資料:草津市立少年センター「業務活動状況の概要(平成30年度)」(各年1月～12月の合計)

### (12) 不良行為少年の補導人数の推移（草津警察署管内）

草津警察署管内（草津市・栗東市）における不良行為少年の補導人数の推移についてみると、平成27年以降大きく減少し、平成30年で353人となっています。不良行為の内容別にみると、いずれの年も「深夜徘徊」が最も多く、次いで「喫煙」となっています。

■ 不良行為少年の補導人数の推移(草津警察署管内)



※怠学：正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為。

資料:草津市立少年センター「業務活動状況の概要(平成30年度)」(各年1月～12月の合計)

## 2. 団体及び関係機関調査から見える現状

### (1) 調査の概要

この調査は、ニートやひきこもり等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援している市内関係団体や広く子どもの生活に関わる団体、相談支援を行う関係機関を対象として、支援内容や抱えている課題、支援者側から見た困難を有する子ども・若者像等を把握することにより、必要な支援のあり方を検討する上での基礎資料とするため実施しました。

対象団体：

- ・ニートやひきこもり等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援している市内関係団体
- ・広く子どもの生活に関わる団体
- ・人権、健康、就労、生活支援など、各種相談支援機関

### (2) 結果の概要

#### ① 団体として実施している支援の内容（複数回答）

対象団体が実施している内容については、「生活困窮や悩み、虐待などの福祉支援」が5件、「職業的自立や就業などの雇用支援」が4件、「医療や療養などの保健医療支援」が3件となっています。

	選択肢	件数	割合
1	学習や就学の援助などの教育支援	2	14.3
2	生活困窮や悩み、虐待などの福祉支援	5	35.7
3	医療や療養などの保健医療支援	3	21.4
4	社会復帰援助などの矯正、更生保護支援	2	14.3
5	職業的自立や就業などの雇用支援	4	28.6
6	その他	4	28.6
	全数	14	100.0

#### ② 支援等の提供・実施を通じて感じる、子ども・若者の抱えている問題（複数回答）

支援等の提供・実施を通じて感じる、子ども・若者の抱えている問題については、「非行」が8件、「貧困世帯の子ども」が7件、「若年無業者（いわゆるニート）」、「高校の中退者」、「発達障害者（児）」がそれぞれ6件となっています。

	選択肢	件数	割合
1	不登校	4	28.6
2	高校の中退者	6	42.9
3	若年無業者（いわゆるニート）	6	42.9
4	ひきこもり	4	28.6
5	発達障がい者（児）	6	42.9
6	貧困世帯の子ども	7	50.0
7	非行	8	57.1
8	有害な環境・情報の氾濫	1	7.1
9	その他	2	14.3
	全数	14	100.0

### ③市全体を見たときに、不足しているサービスや支援（複数回答）

市全体を見たときに、不足しているサービスや支援については、「専門的な人材育成と確保」「居場所の充実」がそれぞれ8件、「家族支援の充実」が6件となっています。

選択肢		件数	割合
1	社会資源の充足と支援の仕組みづくり	4	28.6
2	学習支援の充実	3	21.4
3	家族支援の充実	6	42.9
4	支援活動団体の PR と支援者の人材育成の充実	4	28.6
5	医療支援の充実（心理療法、精神科診断、通院治療）	3	21.4
6	総合相談窓口の充実	3	21.4
7	広域的な支援体制づくりの創設	3	21.4
8	支援者のフォロー体制の充実	3	21.4
9	一般市民のひきこもりに対する正しい理解の促進	5	35.7
10	居場所の充実	8	57.1
11	訪問支援の充実	5	35.7
12	専門的な人材育成と確保	8	57.1
13	その他	1	7.1
	全数	14	100.0

### ④若者が、学ぶことや働くことに積極的になるために、地域社会に求められること（複数回答）

若者が、学ぶことや働くことに積極的になるために、地域社会に求められることについては、「若い人たちが活躍できるような機会がたくさん用意されること」が8件、「地域にある事業所や商店と協力して、見学や就労体験の機会をつくること」が7件、「地域のまつりや行事を若い人たちに企画してもらおう機会をつくること」、「同じような悩みを抱える親同士の話し合いの機会があること」がそれぞれ5件となっています。

選択肢		件数	割合
1	若い人たちが活躍できるような機会がたくさん用意されること	8	57.1
2	定年退職した人などの技術や知識を若い人に還元する機会を提供すること	2	14.3
3	市内にある事業所などが若い人たちを多く雇用すること	3	21.4
4	地域にある事業所や商店と協力して、見学や就労体験の機会をつくること	7	50.0
5	地域のまつりや行事を若い人たちに企画してもらおう機会をつくること	5	35.7
6	ひきこもりを支援するNPOなどの団体が、たくさんあること	4	28.6
7	同じような悩みを抱える親同士の話し合いの機会があること	5	35.7
8	農福連携など市内の農家が農業体験の機会を提供すること	1	7.1
9	その他	1	7.1
	全数	14	100.0

## ⑤その他子ども・若者への支援について（自由回答）

### 【就労について】

- 就労支援については、自分の判断でなく親に言われたので来たというケースもあり、具体的な職種の選択まで進まないこともある。具体的な職種の方向性が明らかでないものについては、事業所の見学会だけの参加も勧めている。
- 過ちに陥った人たちの更生支援については雇用の場の確保が必要。
- 社会的な自立に向けて、社会参加を促す機会や環境づくりが必要。若者が参加したいと思える多様な居場所づくり、若者が働きたいと思う就労の場や中間的な就労の場を確保する工夫が必要。
- 成人後、就労につながらないケースには、福祉的就労をする前のゆるやかな活動の場が必要。
- 障害のある人の就労支援については、作業所等での福祉的就労や企業での一般就労など、多様な就労の場を確保することが必要。また、本人の就労意向や障害の特性を踏まえたマッチングが重要。
- ひきこもりの人については、日常生活が確保できた上での就労支援なので課題が多い。

### 【居場所づくりについて】

- 子ども食堂や様々なNPOが主催している居場所づくりについて、情報共有をしてほしい。

### 【困難を有する子ども・若者や家族への支援について】

- ひきこもりをしている本人はもとより、家族の多くが困っていることは間違いない。相談者に寄り添って、心を開いてもらうのが第一歩であり、その後相談者が望まれるのであれば同じ悩みを抱える親同士の話し合いの機会を提供することも必要。
- ひきこもりを呈している事例は、①知的発達障害 ②虐待等不適切養育や愛着障害 ③精神疾患の3つの要因が多く、それらが複合的に組み合わせられて問題が顕在化していることが多いように感じる。発達支援を幼少期から切れ目なく行うこと、周産期や子育て期の適切な支援（予防）、医療が必要と判断された時に適切な医療を提供することが必要。
- ひきこもり等社会的に不利な状況に置かれている子ども・若者の背景には、就労、貧困、家族関係、友人関係、地域社会の課題、メンタルヘルス、障害など多様な問題が相互に影響し合い、複合的な問題を形成していることが多い。年齢階層で途切れることなく、教育、保健、福祉、医療、更生保護、雇用等の関係機関・団体が、子ども・若者に関する情報を適切に共有し有機的に連携していく包括的な支援が求められる。

### 【支援の連携について】

- 相談を受けた機関では、適切な支援策がなく、他の機関につなぎ対応することも多い。つなぎ先がない場合は傾聴になる。
- 発達相談については、学校からの依頼が多く、スクールカウンセラーの活用など検討が必要。
- 家賃等の初期滞納は、生活環境の変化のサインである。福祉分野と連携した支援が必要。
- 個人情報の取り扱いや守秘義務など、配慮すべき点はあるが、適切な支援につなげるためには、一定の情報共有が必要。
- 不登校が長期化する傾向にあり、義務教育終了後に、支援の引継ぎ先を見つけることが困難。
- 情報連携も必要だが、行動連携が必要。困難を有する子ども・若者が、学校・園、支援をしているNPOや社会の様々な人とつながってほしい。

### 3. 「子どもの貧困」対策のための支援者調査から見える現状

#### (1) 調査の概要

支援者における子どもの貧困への意識、支援の現状等を把握し、子どもの貧困への対策および支援を検討する基礎資料とするため、支援者に対するアンケート調査を実施しました。

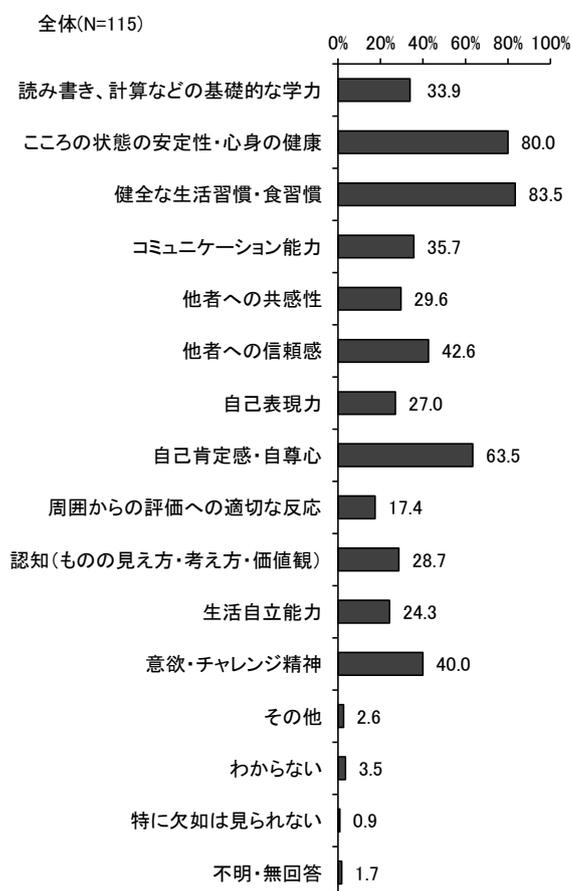
対象団体：

- ・子どもに関する支援者（団体）

#### (2) 貧困状況にある家庭の状況について

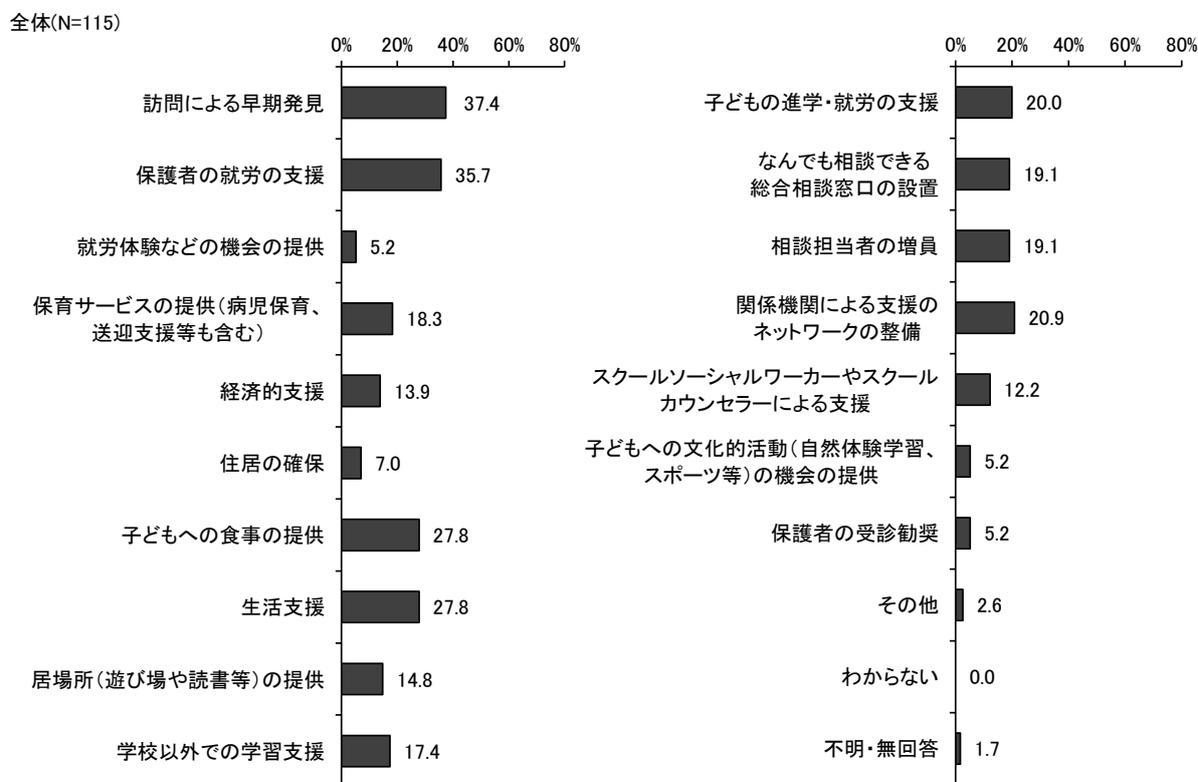
##### ① 貧困状況にある子どもに見られる欠如していると思う項目（複数回答）

「健全な生活習慣・食習慣」が83.5%と最も高く、次いで「こころの状態の安定性・心身の健康」が80.0%となっており、子どもの心身の健康や自己肯定感への影響が懸念されます。



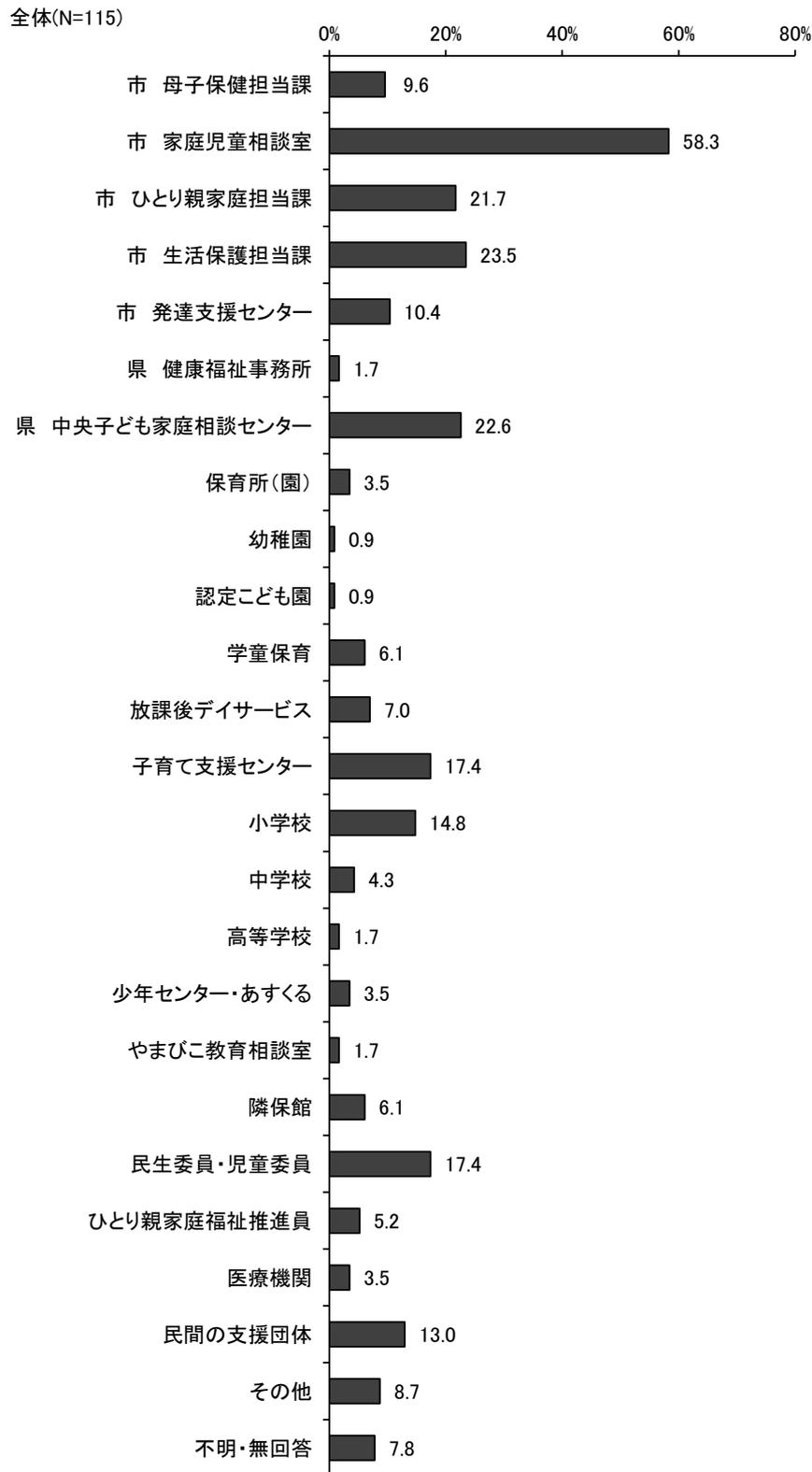
## ②もっと必要だと思う貧困状況に置かれた子どもや保護者の支援（複数回答）

「自宅訪問による早期発見」が37.4%と最も高く、次いで「保護者の就労支援」が35.7%となっており、訪問型の相談支援と経済的な自立を見据えた就労支援の必要性を強く認識していることがうかがえます。



### ③今後必要な支援に取り組むために、連携が必要な機関・団体（複数回答）

「市 家庭児童相談室」が58.3%と最も高く、次いで「市 生活保護担当課」が23.5%となっています。その他、「県 中央子ども家庭相談センター」「市 ひとり親家庭担当課」等が2割台となっており、市関係課と多様な支援団体との連携体制の構築が求められています。



## 4. 子ども・若者に関する課題

### (1) 生きる力の育成と社会関係の構築

- 団体調査では、地域社会に求められる支援として、「若い人たちが活躍できるような機会がたくさん用意されること」で件数が多くなっています。
- 少子高齢化の中、子ども・若者と地域の様々な人との交流により、多様な価値観に出会い、自己形成のきっかけとなる機会を確保することが求められます。
- 「子どもの貧困」対策に係る支援者調査では、貧困状況にある子どもの心身の健康や自己肯定感への影響が懸念されています。乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う時期であり、親子の十分な関わりや幼少期の教育・保育を通して、子どもの自己肯定感を高め、社会性や他者への思いやりを育てていくことが重要です。

### (2) 就業への支援

- 滋賀県の若年労働者（15～34 歳）は、約3割が非正規就業をしており、経済的に不安定な状態となることが懸念されます。
- 団体調査では、経済的な自立や社会参加の側面からも就労が重要との意見が多くあがっています。若者が自立し社会で活躍できる就業環境が必要です。
- 障害のある人の自立に向けては、福祉的な就労や企業での一般就労など、障害の特性に合わせた多様な就労先の確保とマッチングが必要です。

### (3) 不登校、ひきこもりなど長期化する課題への対応

- 本市の不登校児童、生徒数は平成 28 年以降増加しており、国、県と比較して高い比率となっています。
- 不登校等の問題については、そのまま引きこもりや就労等の課題につながり長期化する場合もあり、年齢によって支援が分断されないよう、関係機関の連携の強化や支援のつなぎ先の確保が求められます。
- ひきこもりの背景は、病気や障害、虐待、貧困、生育環境など様々であり、幾重にも要因が重なっていることも少なくありません。本人はもとより、世帯の孤立や家族機能低下への支援など、世帯全体への支援が求められます。

### (4) 問題行動のある子ども・若者への支援と健全な成長を支える環境の整備

- 不良行為に関する補導人数は近年大きく減少していますが、14 歳未満の刑法犯少年の検挙・補導人数は増加傾向にあります。非行の未然防止をはじめ、問題を起こしてしまった子ども・若者が立ち直るまで、家族や周囲の人が寄り添い、支援する環境が求められます。
- 子ども・若者を犯罪に加担させない、巻き込まないために、子ども・若者の日常生活における健全な環境を地域全体で守っていくことが必要です。

子ども・若者支援に関する調査実施団体

分野	団体名
教育	草津市青少年育成市民会議
	市内中学校長代表
	草津市私立幼稚園代表
矯正、更生保護等	草津市少年補導委員会
	草津保護区草津市部保護司会
	草津市更生保護女性会
	草津警察署
雇用	草津公共職業安定所
	特定非営利活動法人 就労ネットワーク滋賀
	(滋賀県地域若者サポートステーション)
保健、医療	草津保健所
	滋賀県精神保健福祉センター
	(滋賀県ひきこもり支援センター)
福祉	草津市民生委員児童委員協議会
	草津市社会福祉協議会
	特定非営利活動法人 草津市心身障害児者連絡協議会